

令和7年度福岡県住宅施策に係る広報業務委託 企画提案募集要領

本要領は、本提案に参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたもので、提案者は以下の事項を熟知し、企画提案を行うこととする。

1 業務の背景・目的

本業務は、福岡県が推進する以下の各事業におけるターゲット層に対し、認知度向上、理解促進、および具体的な行動変容を促すことを目指し、より効果的かつ効率的な広報を行うことを目的とする。

近年、持続可能な社会の実現や多様なライフスタイルへの対応が求められる中、既存住宅の活用促進、若年・子育て世帯の移住促進、そして災害に強いまちづくりは、県政における重要な課題となっている。また、県独自の基準で質の高い住まいづくりを推奨することも、県民の安心・安全な暮らしを支える上で不可欠である。

そこで、これらの事業を効果的に推進するため、それぞれの事業が目指す姿を的確に伝え、県内だけでなく県外居住者の理解と行動を促す必要がある。

以上より、本業務の委託先候補の事業者（以下、「受託候補者」という。）を企画提案により選定するものである。

○本業務対象事業

- ・福岡県こどもまんなか既存住宅流通リノベーション推進事業
(通称：福岡県こどもリノベ補助金)
- ・耐震診断アドバイザー派遣制度事業
- ・福岡未来づくり住宅普及促進事業

各事業に関する情報は以下のホームページを参照すること。

○「福岡県こどもリノベ補助金」について

福岡県ホームページ『令和7年度「福岡県こどもリノベ補助金」を受付中です！』
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kodomo-renove-hojo.html>

○「耐震診断アドバイザー派遣制度」について

(一財)福岡県建築住宅センターホームページ『耐震診断アドバイザー』
<https://www.fkjc.or.jp/jigyo/tad.php>
福岡県ホームページ『知事定例記者会見 令和7年5月20日（火曜日）』
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/site/chiji-kisha/teirei-kisyakaiken20250520.html>

○「福岡未来づくり住宅」について

『福岡未来づくり住宅とは』
<https://www.ecofukuoka.jp/miraidukurizyuutaku.html>

2 業務の概要

(1) 業務の名称

令和7年度福岡県住宅施策に係る広報業務

(2) 業務の内容

別添「令和7年度福岡県住宅施策に係る広報業務委託仕様書（別紙1）」（以下、「委託仕様書（別紙1）」という。）による。

(3) 委託業務の期間

契約を締結した日から令和8年3月23日（月）まで

(4) 予算上限額

4,900千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額を超過する提案は無効とする。

※この金額は契約金額ではない。

3 委託者

福岡県建築都市部住宅計画課

4 委託金の支払時期

委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払いとする。

5 応募資格

次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者でないこと。
- (3) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- (5) 当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 監督官庁より業務停止処分又は業の免許もしくは登録の取消処分を受けていないこと。
- (8) 福岡県内に本社又は事業所を有する者。
- (9) 過去において、国・地方公共団体又は民間事業者と本業務に類似する業務の契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績があること。

6 採択者数

1者

7 企画提案公募スケジュール

- (1) 質問受付期限
令和7年11月17日(月)17時まで
- (2) 応募書類の提出期限
令和7年12月8日(月)17時まで
- (3) 選定結果の通知
令和7年12月下旬(予定)
- (4) 委託契約締結
令和8年1月上旬(予定)

8 公募説明会等

公募(参加者)説明会は行わない。

9 質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、次のとおり受け付ける。

- (1) 提出方法
 - 質問票(様式1号)を、令和7年11月17日(月)17時までに電子メールにより福岡県建築都市部住宅計画課(「15 問合せ先」参照)まで提出すること。
 - 電話及び口頭による質問、上記期限後に提出された質問は受け付けない。
- ※電子メールの件名は、「【企画提案：質問】令和7年度福岡県住宅施策に係る広報業務」と記載し、必ず電話にて受信確認の連絡をすること。
- (2) 回答方法
 - 提出された質問に対する回答は、質問者を匿名化し、福岡県のホームページに掲載する。
 - なお、公平性の確保、公正な選考を妨げるおそれがある質問には回答できない。

10 応募方法

- (1) 応募書類
 - 参加申込書(様式2号) 1部
 - 企画提案書 8部
 - 参考見積書 1部
- (2) 応募締切
 - 令和7年12月8日(月)17時必着
- (3) 提出方法及び提出先
 - 応募書類は、持参(平日9時から17時まで)又は郵送により、福岡県建築都市部住宅計画課(「15 問合せ先」参照)まで提出すること。併せて、電子メールでも提出すること。
 - ※提出期限を過ぎた場合は受け付けない(郵送の場合も提出期限必着)。
 - ※電子メールの件名は、「【企画提案：応募申込】令和7年度福岡県住宅施策に係る広報業務」と記載し、必ず電話にて受信確認の連絡をすること。

1.1 企画提案書の作成について

(1) 作成要領

令和7年度福岡県住宅施策に係る広報業務委託企画提案書作成要領（別紙2）のとおり。

(2) 留意事項

次の点に留意の上、企画提案書を作成すること。

○応募は、1提案者につき1件とする。

○参考見積書は評価の対象としない。

○広報媒体の種類や仕様、掲載数、表示回数等は県で指定しない。

○委託仕様書（別紙1）に示された事項を満足すること。

○提出された企画提案書は受託候補者の選定のみに使用する。

○企画提案書に係る著作権は提案者に帰属する。ただし、公表等が必要となった場合には、福岡県は提案者の承諾を得ずに企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。

○企画提案書の作成及びこれに係る付帯作業の経費等は、提案者の負担とする。

○提出後の企画提案書については、訂正、追加、削除及び再提出は認めない。

○提出後の企画提案書については、提案者に返却しない。

○採択後であっても、提案者の都合により企画提案書の記載内容に大幅な変更があった場合は、不採択となることがある。

1.2 受託候補者の選定について

(1) 選定方法

○福岡県が設置する「令和7年度福岡県住宅施策に係る広報業務委託受託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、企画提案書の内容を総合的に評価し、最も優秀な提案を行った提案者を受託候補者として選定する。

○評価の方法は（3）のとおりとし、企画提案内容について総合的に審査を行い、採点の合計得点により各提案者の順位を決定する。

※プレゼンテーションは実施しない

（企画提案書の内容について個別にヒアリングを行う場合がある）

(2) その他

○選定委員会は非公開とする。

○提案者が1事業者であっても選定委員会を実施の上、受託候補者として選定する。

○得点が同点の者が生じた場合は選定委員会において協議の上、順位を決定する。

○応募者がいない場合は、公募を中止し、公募内容を再検討する。

○応募書類の提出後に辞退する場合は、その旨速やかに連絡するとともに、応募参加辞退届（様式3号）を提出すること。

○提案者が辞退又は失格となった場合は、順位を繰り上げる。

(3) 評価方法

以下に示す評価項目、評価内容（評価の視点）及び配点により評価を行う。

【評価項目、評価内容及び配点】

評価項目	評価内容（評価の視点）	配点
企画内容	○事業の目的に沿った効果的かつ効率的な事業計画及び企画が提案されているか。 ○各事業に合わせた広報媒体及び広報地域について、理由も含め具体的に提案されているか。 ○各事業ごとに広報期間や掲載数、表示回数等が具体的に提案されているか。 ○各事業のターゲットが理解しやすい構成イメージとなっているか。	50
創意工夫	○委託仕様書（別紙1）に示された事項を満足するものに加えて、提案者独自の観点・手法・創意工夫が認められるか。 ○提案する広報媒体の閲覧数の増加等のための工夫とその理由が具体的に提案されているか。	30
実績	○過去に類似業務実績を有しているか。	5
実施体制	○十分な経験・知見を有する者の配置等、業務遂行可能な人員・組織体制となっているか。	10
実施スケジュール	○業務遂行可能なスケジュールが具体的に示されているか。	5
合計		100

※参考見積書は評価の対象としない

(4) 選定結果の通知・公表

選定結果は、各提案者に次のとおり通知する。

- 選定結果については、提案者全員に電子メールにて通知文書を送付する。
- 受託候補者名を福岡県のホームページで公表する。
- 個別具体的な選定理由、選定の経緯、得点は、通知及び公表しない。
- 選定結果に対する一切の異議申し立ては受け付けない。

(5) その他

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- 応募資格を満たさない者が提案した場合
- 提出した書類に虚偽の記載をした場合
- 本要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- 福岡県職員や選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

○談合等、選考結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

1 3 契約締結について

- 福岡県は、選定委員会で選定された受託候補者に対し、提案内容及び契約に関する協議を行った後、見積書の提出を依頼する。その後、合意に達した場合に限り、随意契約を締結する。なお、協議は企画提案書の内容を大きく逸脱しない範囲での内容変更を含み、協議の結果、最終の仕様を決定する。
- 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、使用料、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする。ただし、委託業務とは直接関係ない経費や、飲食費、備品購入など財産取得となる経費は対象外となる。
- 契約協議が合意に至らない場合は、選定委員会における次順位の提案者を受託候補者とし、契約協議を行うものとする。
- 委託契約にあたっては、福岡県財務規則（昭和 39 年福岡県規則第 23 号）第 169 条の規定により「当初委託金額（消費税込）」の 100 分の 10 以上の金額を契約保証金として福岡県に送付することとする。この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還する。また、福岡県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結した場合や、過去 2 年以内に福岡県若しくは他の地方公共団体と同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金が減免されることがある。
- 契約にあたっては、所定の様式の暴力団排除に関する誓約書を提出すること。契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明したときは、当該契約を解除するとともに違約金を徴収する。

1 4 その他

- 応募書類の提出は、1 提案者につき 1 件に限る。
- 応募書類の提出後、福岡県が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- 本要領に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合、福岡県の判断により決定を行う。提案者は、その内容に同意できない場合は応募及び提案内容を撤回できるが、福岡県は応募に要した一切の費用は負担しない。
- 福岡県は応募書類の管理について万全の注意を払うが、天災、その他の不慮の事故に基づく破損や紛失については一切の責任を負わない。

1 5 問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
福岡県建築都市部住宅計画課 計画係 担当：大淵
電話番号 : 092-643-3732（直通）
E-mail : jukeikaku@pref.fukuoka.lg.jp